

小城市立岩松小学校
学校だより 第5号



岩松小だより

令和7年5月2日発行
発行者 校長 真子靖弘

いじめ防止強化月間

佐賀県は、毎年5月及び12月を「いじめ防止強化月間」と定め、いじめの未然防止に向けた取り組みをより一層強化しています。いじめは、いじめられた子どもの心身に深刻な影響を与えるだけでなく、学校全体の教育環境を損なう許されない行為です。



そこで、本校では、この強化月間を通じ、子ども一人ひとりが、いじめの重大さを理解し、多様な価値観や意見を受け入れ、他者を尊重する大切さを改めて学ぶ機会を設けています。具体的には、学級活動や道徳の時間におけるいじめ防止に関する授業、全校での人権集会、児童会による「いじめをなくす宣言」、子ども・保護者へのアンケート調査等を実施します。

今後も、いじめ防止対策推進法や本校のいじめ防止基本方針に基づき、組織的な対応を行っていきます。安心して誰もが楽しく学校生活を送れる環境づくりを目指し、教職員一同、努めてまいります。保護者の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

〈いじめ防止へのご協力をお願い〉

- いじめは、直接的な暴力行為だけでなく、仲間はずれや言葉による嫌がらせ、SNSでの誹謗中傷等、様々な形で行われる可能性があります。お子様がどのような状況にあるのか、注意深く見守ってください。
- もし、お子様がいじめられている様子や、いじめられている友達がいることを打ち明けてきた場合は、学校にご連絡ください。秘密は守り、連携して対応いたします。
- お子様が、意図せずいじめに加担してしまうことのないよう、相手の気持ちを考えること、SNSは発信前に内容を再確認すること、嫌なことははっきりと断ること等を日頃からご指導ください。

なお、6月9日(日)の小城市教育の日(学校フリー参観デー)に「親子スマホ教室」を開催致します。ご参加いただき、ご家庭での使用ルールづくり等にお役立てください。



保護者様との連絡を密にしたい

本校では家庭訪問を実施しておりません。家庭訪問には、事前の準備(連絡調整、訪問計画)や移動時間、訪問そのものなど、多くの時間を要します。そのため、本校では、家庭訪問に費やしていた業務を軽減し、教職員が他の重要な業務(授業準備、教材研究、生徒指導など)に集中できる時間と心の余裕を生み出すことにつなげています(緊急の場合に備え、自宅確認だけは致しています)。



一方で、家庭訪問には、家庭環境の直接的な把握や保護者様との信頼関係の築きやすさといったよさがあるのも事実です。そこで、お子様のことで相談したいことや担任に伝えておきたいことなどがある場合は、遠慮なく学校(担任)にご連絡下さい。電話でのご相談や学校での面談等を行ってまいります(必要に応じて、管理職も同席させていただき、子ども支援につなげていきます)。また、SC(スクールカウンセラー)やSSW(スクールソーシャルワーカー)等の専門職の先生にご相談したい場合もご連絡ください。

火災避難訓練

4/24(木)、火災避難訓練を実施しました。職員室からの出火を想定し、安全に運動場南へ避難しました。どの学年も冷静に素早く避難ができていました。



地震や大雨、交通事故、不審者からの声かけなど、日常の中に危険は潜んでいます。今後も訓練等を通し、一人一人が危機を予知する能力や危機回避能力を身に付けていってほしいと思います。

授業参観、ありがとうございました

4/27(日)、授業参観・学級懇談会・育友会総会へのご出席、ありがとうございました。学年が上がり、お子様の様子や学級の雰囲気成長を感じられたでしょうか。今後ともご協力の程、よろしくお願い致します。